

豊山町町制施行50周年記念事業 基本方針

はじめに

本町は、令和4年4月1日に町制施行から50年を迎えます。

この記念すべき節目の年をお祝いするとともに、将来へ続く継続的なまちの発展や活力につなげるため、基本的な考え方となる「豊山町町制施行50周年記念事業基本方針」を定めました。

この基本方針は、基本理念や事業方針など、50周年記念事業の枠組みを示し、記念事業を実施するうえで、共通理解を図ることを目的としています。

記念事業の実施にあたっては、一過性のイベントに終わらない将来への第一歩となる取組や本町の未来に向けて考える機会となる形で実施します。

1 基本理念

町と町民が一体となって創り上げてきた功績などを見つめ直すことにより、まちの魅力を再発見・再認識し、本町への愛着や誇りを育む機会とします。

また、半世紀の歩みや軌跡を振り返るとともに、直面する課題に目を向け、次世代への礎を築くための契機となる事業の展開を図ることで、次の50年に向けた新たなまちづくりに取り組みます。

2 事業方針

基本理念の実現を図るため、「ふれる」「つながる」「はばたく」をキーワードとした次の3項目を事業方針とします。

- (1)「ふれる」では、歴史や文化を継承し、発展させてきた先人たちの功績を振り返り、豊山の魅力を再発見・再認識することができる事業を実施します。
- (2)「つながる」では、直面する課題に目を向け、現在の社会情勢に応じた解決策について、世代を問わず町民が一体となって考えることにより、豊山への愛着をより一層深めることができる事業を実施します。
- (3)「はばたく」では、これから先の50年という未来を見通し、豊山の魅力を継承し、未来に向かって羽ばたく世代にとって夢や希望を感じることができる事業を実施します。

3 事業期間

町制施行50周年を迎える令和4年度の1年間を事業期間とします。

前年度の令和3年度の1年間を、プレイベント期間としてPR事業を実施し、機運を高めていきます。

- ・記念事業期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- ・プレイベント記念事業期間
令和3年4月1日～令和4年3月31日

4 事業構成

町制施行50周年記念事業は、「記念式典」、「記念イベント」、「PR事業」活動事業で構成します。

①記念式典（町が実施）

町制施行50周年を祝うとともに、先人の業績に感謝する場、町民相互のふれあいの場、新しい豊山を創造する決意の場とします。

②記念イベント

- ・主催事業（町が実施）

事業の名称に「50周年記念事業」を付けて、内容の充実を図り冠事業として実施します。

- ・連携事業（町民や団体、企業等が実施）

町は、各種団体等が行う事業に対して、50周年記念の冠付けや、後援などの形で支援を行います。

③PR事業

町史編さん、ロゴマークを作成・活用することで、広く事業の認知度を高めます。また、広報誌やSNSなど、各種媒体を用いた積極的な情報発信を行い、町制施行50周年を祝う機運を高めます。

5 組織体制

記念事業を町全体で取り組む機運を高めるため、庁内の組織だけでなく、町内の企業や各種団体など庁外の組織を加えた推進委員会を組織することにより、記念事業を円滑に実施するための体制を整備します。

(1) 町制施行50周年記念事業推進本部

庁内組織として町長、副町長、教育長、各部（局）長で構成し、外部（推進委員会）の意見を踏まえ、基本方針や事業の具体的な内容の決定を行います。

(2) 町制施行50周年記念事業推進委員会

庁外組織として町内企業・各種団体の代表者等で構成し、事務局の提案に対する助言を行います。

(3) 町制施行50周年記念事業プロジェクトチーム

町職員で構成し、記念事業にかかる計画素案の作成や記念式典、記念事業の企画運営、事務局の補助などを行います。

(4) 町制施行50周年記念事業サポーター

町民からの公募等で構成し、プロジェクトチームとともに記念事業の運営を行います。

(5) 事務局

事務局は総務課に設置し、記念事業の企画・運営、各組織との連絡調整を総括的にを行います。